

消安全第 434 号  
令和 2 年 12 月 22 日

都道府県・政令指定都市  
消費者行政担当部（局）長 殿

消費者庁消費者安全課長  
（ 公 印 省 略 ）

消費者事故等（生命・身体被害分野）の通知手順について（周知・依頼）

平素から、消費者行政の推進に関し御協力を賜り、御礼申し上げます。

消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 12 条第 1 項及び第 2 項において、都道府県知事及び市町村長等は、消費者事故等に関する情報を得たときは内閣総理大臣（消費者庁長官）に通知することとされています。今般、総務省において「消費者事故対策に関する行政評価・監視－医業類似行為等による事故の対策を中心として－」（参考 1）が取りまとめられ、その中で同法の消費者事故等<sup>1</sup>に関する情報の通知についての制度（以下「通知制度」という。）の周知徹底等を図ることについて指摘されています。

つきましては、通知制度の現況について把握し、制度の的確な運用を図るため、下記のとおり依頼しますので、よろしくお取り計らい願います。

## 記

### 1. 依頼内容

- (1) 以下の資料を御参照いただき、通知制度を改めて御確認いただくと共に、関係部局、特に保健所等の衛生部局を含めて幅広く通知制度を周知願います。
  - ・消費者事故対策に関する行政評価・監視－医業類似行為等による事故の対策を中心として－（参考 1）
  - ・消費者事故等に関する情報の集約・発信について（参考 2）
- (2) 別紙 1－1 及び別紙 1－2 を御確認いただき、貴団体内における消費者事故等の通知手順について、別紙 2（都道府県用）又は別紙 3（政令指定都市用）の回答様式にて御回答願います。
- (3)（都道府県のみ）

---

<sup>1</sup> 以下、本事務連絡において「消費者事故等」という場合は、生命・身体被害分野の消費者事故等のみを指します。

管内の政令指定都市以外の市、町村及び特別区（以下、「市区町村」という。）へ（１）の周知をお願いします。

また、管内の市区町村の通知手順について、各都道府県において回答を取りまとめた上で別紙２の報告様式にて御報告ください。

## ２．提出期限

令和３年２月１日（月）

## ３．提出先

消費者庁消費者安全課

g. anzenka@caa. go. jp

## ４．その他

御質問等がある場合には、上記「３．」の提出先メールアドレス宛に、電子メールにて問い合わせてください。

※総務省行政評価局「消費者事故対策に関する行政評価・監視－医業類似行為等による事故の対策を中心として－」の結果報告書は、以下のウェブサイトに掲載されています。

( [https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/hyouka\\_021117000145332.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/hyouka_021117000145332.html) )

以 上

【本件問合せ先】

消費者庁 消費者安全課

（担当：稲垣、川並）

電話：03-3507-9202

## 消費者事故等に関する情報の通知手順について

## ○ 通知手順について

消費者安全法第12条第1項及び第2項の規定に基づく消費者事故等に関する情報の通知を行う場合の通知手順について、次の(1)～(4)のいずれか一つを選択し、その番号を回答様式(別紙2又は別紙3)でお知らせください。なお、同条第3項に基づき同条第1項及び第2項の規定が適用されない場合(警察・消防関係等)については、今回の通知手順の報告の対象外です。また、本回答は、消費者庁において取りまとめた上、当庁ウェブサイト公表予定としています。

- (1) 消費者事故等の情報を得た部局がそれぞれ消費者庁に通知する。  
例：保健所が入手した事故情報は衛生関係部局、消費生活相談において入手した事故情報は消費者行政担当部局(消費者行政担当課や消費生活センター等)、がそれぞれ消費者庁に通知する。
- (2) 消費者事故等の情報をいったん消費者行政担当部局(消費者行政担当課や消費生活センター等)に集約した上で、消費者庁に通知する。  
例：入手元の組織からの事故情報を消費者行政担当部局が取りまとめ、一括して消費者庁に通知する。
- (3) 消費者事故等の情報のうち、重大事故等の通知(第12条第1項)については、消費者事故等の情報を得た部局において消費者庁に通知し、重大事故等を除く消費者事故等の通知(第12条第2項)については、消費者行政担当部局(消費者行政担当課や消費生活センター等)に集約した上で消費者庁に通知する。
- (4) その他(具体的な通知手順についてもお示しください。)

## 参考 『逐条解説 消費者安全法〔第2版〕』108頁(抜粋)

「地方公共団体においては、いわゆる消費者行政部局以外の部局においても消費者事故等の情報を得る場合があると考えられるところ、それらの情報は、当該情報を得た部局から直接消費者庁に通知されても、消費者行政部局に集約した上で消費者庁に通知されても構わない。また、普通地方公共団体相互間の協力(共同設置、協議会、事務の委託、職員 の派遣等)、特別地方公共団体としての地方公共団体の組合(広域連合、一部事務組合等)で得た情報を、当該情報を得た団体から直接消費者庁へ通知されても構わない。つまり、当該地方公共団体の実情に応じて、迅速な情報集約という法目的にかなった方法で対応されるべきものである。」

赤枠で囲んだ部分が今回の報告対象

